



お知らせ

宇都宮市総合計画
市民懇談会
委員募集

市のまちづくりの指針となる次期「総合計画」を策定するに当たり、市民の皆さんから幅広い意見をいただくため、委員を募集します。

- ▽任期 委嘱日、平成29年3月。
- ▽内容 今年度内に、4回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。
- ▽応募資格 市内に引き続き1年以上在住かつ通勤通学して、9月1日現在で18歳以上の人。他の付属機関の委員や公務員を除く。
- ▽定員 3人。
- ▽選考 書類・面接審査。
- ▽その他 申込期限は9月

上河内地域自治センターは
9月26日にリニューアルオープンします

「まちづくり」と「人づくり」を推進するための拠点施設として、上河内(画)と上河内民俗資料館が一体となった、上河内(画) (中里町)が、9月26日にリニューアルオープンします。

- 業務内容
 - ▽業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)。
 - ▽主な業務 住民票などの交付、市民税などの収納、まちづくり活動支援、地域防災、介護保険、母子健康手帳の交付など。なお、母子保健、成人保健、健康づくり活動支援などに関する業務は、従来どおり上河内保健センターにおいて行います。

- 自動交付機の利用
 - ▽利用開始日 9月26日。
 - ▽利用時間 午前8時30分～午後8時(年末年始を除く)。
 - ▽設置場所 上河内(画)1階フロア内。
 - ▽その他 上河内(画)に設置している自動交付機は、移設のため、9月23日をもって終了します。

- 施設の貸し出し
 - ▽利用時間 午前9時～午後9時30分(年末年始を除く)。
 - ▽利用開始日 9月26日。
 - ▽内容 ホール(1～3)、調理実習室、学習室(1～3)、多目的室(工作室)、和室。

- 上河内民俗資料館
 - ▽開館時間 午前9時～午後5時。
 - ▽休館日 月曜日(祝休日の場合は開館)、祝休日の翌日、年末年始。
 - ▽開館開始日 9月26日。
 - ▽その他 35ページも併せてご覧ください。



本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
 区 地区市民センター、出 出張所、進 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、HP ホームページ、Eメールアドレス、域 地域自治センター
 活 市民活動センター

26日。詳しくは、政策審議室(632)2115へ。

都市計画の
素案についての
縦覧・公聴会

- 都市計画の素案 ①都市計画用途地域の変更(岡本駅西土地画整理事業地内) ②都市計画防火・準防火地域の変更(岡本駅西土地画整理事業地内) ③都市計画下水道の変更(上河内地区)。

日を除く)。
 ▽縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

■公聴会

- ▽日時 ①②10月21日(金)午後6時30分、③10月24日(月)午後6時30分。
- ▽会場 ①岡本コミュニティプラザ(下岡本町) ③上河内(画)(中里町)。
- その他 これらの素案に意見がある人は、縦覧期間中、公聴会で公述人となる意思の有無を明記し、直接または送付で、〒320-8540市役所都市計画課へ、市長宛てに意見申出書を提出して

ください。なお、公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

- 2 問 都市計画課(632)264

景観形成重点地区などの
素案についての
縦覧・公聴会

- 景観形成重点地区などの素案 ①景観形成重点地区(岡本駅周辺地区)の素案 ②広告物景観形成地区(岡本駅周辺地区)の素案。

く)。
 ▽縦覧場所 都市計画課。

■公聴会

- ▽日時 9月30日(金)午後6時30分。
- ▽会場 岡本コミュニティプラザ。
- その他 これらの素案に意見がある人は、縦覧期間中、公聴会で公述人となる意思の有無を明記し、直接または送付で、〒320-8540市役所都市計画課へ、市長宛てに意見申出書を提出して

◎農地を有効活用しましょう 農地の有効活用に向けて、県農地中間管理機構が農地所有者から農地を借り受け、地域農業の担い手に貸し付ける「農地中間管理事業」により、担い手の経営規模拡大や生産性向上を促進しています。事業にご協力いただいた農地所有者の人には、協力金が交付される場合があります。市農業公社において相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。問 市農業公社(660)2701、農業企画課(632)2454

8 問 都市計画課 ☎(632)256

上河内地区で建築を 考えている人へ 締め切りが近づいています

平成28年3月29日、上河内地区で区域区分を定め(線引き)、市街化区域と市街化調整区域に分けました。市街化調整区域とは建築を抑制している地域で、建築をする場合は原則、開発許可を受ける必要があります。建築できるものや建築できる場所は、開発許可基準で

定められています。

■上河内地区における既存権利の届け出 線引きから6カ月以内に既存権利の届け出をした人は、線引きから5年間、開発許可基準に関わらず自己用の建築物を建築することができます。

▽届出期間 9月28日まで。
▽対象 線引き前から土地の所有権や借地権などを持っている人。抵当権・仮登記・売買予約などは該当しません。

▽建築できるもの 自己用の住宅や自己業務用の店舗

・事務所など。貸家・貸店舗・貸事務所・分譲などは除く。
▽敷地面積 原則制限はありませんが、他の法令で定められている場合があります。

大谷石を住宅や店舗に 利用した費用を 補助します

7 問 都市計画課 ☎(632)256
▽対象の建物 戸建て住宅・事務所・店舗など。賃借物件の場合、貸主から模様替えなどの許可を得てい

ば可。

▽対象 大谷石を内外装材として、住宅Ⅱ5平方メートル以上、事務所・店舗などⅡ10平方メートル以上の面積に利用する人。塀や蔵は不可。

▽補助額 材料費・工事費の30パーセント。上限は、住宅Ⅱ10万円、事務所・店舗Ⅱ30万円、1平方メートル当たり工事単価3万8000円、仕上げ加工石使用部分については、5万円。

▽その他 施工後の写真を大谷石のPRに使用する場合があり。詳しくは、市☎(632)2427へお問い合わせください。

タイムカプセルで30年間 保存していた作文などを 返却しました

昭和61年に総合コミュニティセンターに設置した「市青少年タイムカプセル」の保存期間が終了し、格納されていた作文について、返却先の住所が確認できた人へ、郵送により返却しました。タイムカプセルに参加した人で、住所が変更にな

っている人や結婚などにより氏名が変更になっている人は、返却先の住所を確認できないため、市で預かっています。

30年前に参加した人で、まだ作文などがお手元に届いていない人は、子ども未来課☎(632)2342へお問い合わせください。

うつのみや市民カード・ 印鑑登録証の 引き換えはお済みですか

次の印鑑登録証(カード)などは、印鑑登録証明書を取る前に新しいカードへの引き換えが必要です。①白・青2色刷りの印鑑登録証②旧上河内町・旧河内町の印鑑登録証、町民カード。

▽手数料 無料。ただし、カードまたは印鑑をなくした場合や印鑑を変更する場合は、印鑑登録手数料300円が必要。

▽手続き 本人が、該当するカード・本人確認書類をお持ちの上、直接、市民課(市役所1階)、各☎・☒へ。代理人が手続きする場合は代理人選任届が必要。問 市民課 ☎(632)2271

看板などの屋外広告物を 掲出するには許可が必要です

■9月10日は「屋外広告の日」、9月1～10日は「屋外広告物適正化旬間」です。これをきっかけに、屋外広告物への理解を深めましょう。

■屋外広告物とは 屋外で公衆に表示している看板・サイン・電光掲示板・のぼり旗・立て看板・ポスター・貼り紙などのことです。情報を伝達する手段であり、まちに活気を与えるものでもあります。しかし、無秩序に氾濫することで、まちの景観や自然の景色を損なうことになります。

■屋外広告物のルール 面積や高さなどの基準が条例で定められており、掲出する場合には事前に市に許可申請が必要です。許可期間は1カ月～3年以内で、許可期間を超えて継続して掲出する場合は、更新の申請が必要です。許可申請に必要な書類や申請方法など、詳しくは、市☎(632)2568へ。

■違反広告物除却ボランティア団体募集 市では、市民の皆さんと協力して快適な生活環境を目指すため、違反広告物を除却するボランティアを募集しています。

▽活動日時・場所 自治会の防犯活動に合わせて実施するなど、各団体のできる範囲で実施。

▽活動内容 道路上の電柱や街路樹など、条例で広告物の掲出を禁止している場所に取り付けられた貼り紙・貼り札などの撤去。

▽対象 市内に在住か通勤通学している20歳以上の人で5人以上の団体。

問 都市計画課 ☎(632)2568

◎耕作放棄地を解消しましょう 農業振興地域内において、所有地以外の耕作放棄地を解消する場合には、国や本市の交付金を活用することができます。さらに、今年度からは、県においても、耕作放棄地を解消するための交付金を創設しました。耕作放棄地の解消を検討されている人は、お気軽にご相談ください。

問 県河内農業振興事務所 ☎(626)3061、農業企画課 ☎(632)2473

お知らせ

春・夏部門 宇都宮観光 フォトコンテスト

▽テーマ 風景、名所旧跡、イベントなどを題材に、宇都宮の春・夏を表現したものの。

▽応募規定 4つ切りサイズのカラープリント(デジタル写真可、インクジェットプリント不可)。平成28年1月1日以降に市内で本人が撮影した未発表の作品に限る。

▽申込 観光交流課(市役所7階)、宇都宮観光コンベンション協会に置いてある応募票に必要事項を書き、作品裏面に貼って、9月30日(消印有効)までに、直接または送付で、〒320-0806 中央3丁目1-4、宇都宮観光コンベンション協会へ。
▽賞 最優秀賞1点(賞金3万円・副賞・賞状)、優秀賞2点(賞金1万円・副賞・賞状)、宇都宮観光コンベンション協会賞2点(賞金5000円・賞状)、入選20点(賞状・賞品)。原則1人1賞。

▽発表 平成29年3月中旬ごろ、直接、入賞者に通知。
問 宇都宮観光コンベンション協会 ☎(632)2445

商店主が専門知識を教える「まちゼミ」を開催しています

■「まちゼミ」とは 商店街のお店の人が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、こつを無料で受講者に伝える少人数制のゼミです。

▽期間 9月25日まで。店舗によって日時が異なります。

▽会場 中心市街地の各店舗など。

▽内容 店主による自らの得意分野をテーマにした講座。

▽その他 講座の内容など、詳しくは、宇都宮商工会議所 ☎(637)3131へ。

問 地域政策室 ☎(632)2108

魅力を再発見 釜川秋の宴 釜川源流ウォーキング

▽日時 10月2日(日)午前9時〜11時30分。午前8時集合。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
区 地区市民センター、出 出張所、進 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、HP ホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、活 市民活動センター

特殊詐欺撃退機器を無料で貸し出します

市では、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺から市民の皆さんの大切な財産を守るため、特殊詐欺撃退機器を貸し出します。



■特殊詐欺撃退機器とは 固定電話機に設置するもので、犯人に対し警告アナウンスを流し、会話を自動録音するものです。犯人は録音されることを嫌がるため、犯人と会話に至る前に電話をつながりにくくすることができます。なお、緊急連絡装置があるものなど、一部の電話機には設置できない場合があります。

▽貸し出し期間 おおむね6カ月程度。
▽対象 次のいずれかに該当する人。①65歳以上で一人暮らし世帯②65歳以上の夫婦世帯③日中、65歳以上のみの世帯。

▽費用 無料。ただし、使用にかかる電気代(月40円程度)は自己負担。

▽申込 電話で、消費生活センター ☎(616)1561へ。または、消費生活センター(5階)に置いてある申込書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、送付またはEメールで、〒320-0026 馬場通り4丁目1-1、消費生活センター ☒u18151000@city.utsunomiya.tochigi.jp へ。

▽その他 職員が順次設置していきます。希望者が貸し出し台数(1,000台)を超えた場合は、機器の設置までに時間が掛かる場合があります。なお、設置時期や使用方法など、詳しくは、消費生活センターへお問い合わせください。

▽集合場所 県産業会館(中央3丁目)。

▽コース 東弁天沼〜日光街道弁天橋〜競輪場通り〜下野新聞社〜ふれあい広場〜宇都宮城址公園。徒歩で移動。

▽定員 先着40人。

▽費用 300円(保険料)。

▽申込 9月3〜15日に、はがきまたはファクス(住所・氏名・電話番号・生年月日を明記)で、〒320-0806 中央3丁目1-4、宇都宮まちづくり推進機構 ☎(632)8215、FAX(636)7421

へ。

問 地域政策室 ☎(632)2108

北関東男女共同参画会議 うつのみや参加者募集

▽日時 10月1日(土)午前10時30分〜午後3時。

▽会場 市役所14階大会議室。

▽内容 「世界遺産・日光東照宮の謎と真実」と題した、高藤晴俊さん(日光東照宮特別顧問)による講演と分散会(①坂本明さんによる「古着の流通と染物か

らみた宇都宮」と題した講演②上野通子さんによる「女性の今・これから」と題した講演のどちらかを選択)。
▽費用 1000円(資料・昼食代)。

▽その他 申し込み期限は、9月15日。費用は、事前の振り込みが必要。詳しくは、男女共同参画社会の実現を

目指すうつのみや市民会議事務局 ☎090(3007)8518へお問い合わせください。

問 男女共同参画推進センター ☎(659)3894

◎ランドネきたかんマルシェ 北関東4市の特産品が一堂に ▽日時 9月18〜20日、午前10時〜午後8時。20日は午後5時まで▽会場 JR新宿駅西口広場イベントコーナー▽内容 宇都宮市、水戸市、前橋市、高崎市の特産品などを扱う物産展を開催。約40店舗が出店予定。問 政策審議室 ☎(632)2118